第2章 市税のあらまし

●名古屋市税は6種類●

名古屋市の税金は6種類で、使いみちが特別に定められず、どのような仕事の費用にもあてることのできる普通税と、使いみちが特定されている目的税があります。

たとえば都市計画税は目的税で、都市計画事業の費用などにあてられます。

- 名古屋市の市税
  - 普通税
    - 市民税
      - 個人の市民税 →9ページ
      - 法人の市民税 →19ページ
    - 固定資産税 →21ページ
    - 軽自動車税 →29ページ
    - 市たばこ税 →31ページ
  - 目的税
    - 都市計画税 →27ページ
    - 事業所税 →31ページ

令和8年度から適用される主な税制改正

「年収の壁」の見直しに係る個人の市民税・県民税の税制改正

物価上昇局面における税負担の調整および就業調整対策の観点から、給与所得控除の最低保障額の引上げや大学生年代の子等に係る新たな所得控除の創設など、「年収の壁」を見直す税制改正が行われました。

1 給与所得控除の見直し

給与所得控除額の最低保障額が65万円（改正前:55万円）に引き上げられました。よって、給与収入が190万円以下の場合は、給与収入から65万円を差し引いた額が給与所得となります。

2 同一生計配偶者や扶養親族の前年中の所得の要件の見直し

前年の合計所得金額の要件が58万円以下（改正前:48万円以下）に引き上げられました。よって、生計を一にする配偶者や親族の収入が給与収入のみの場合は、収入123万円以下であれば同一生計配偶者や扶養親族に該当します。

また、この見直しに伴い、配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額の要件が58万円超133万円以下（改正前:48万円超133万円以下）となりました。

3 特定親族特別控除の創設 ※控除額については13ページをご覧ください。

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、前年中の所得が58万円超123万円以下（給与収入のみの場合、収入123万円超188万円以下）の方がいる場合に、所得控除の適用を受けることができるようになりました。

なお、所得税の特定親族特別控除とは控除額が異なります。

4 ひとり親の「生計を一にする子」の前年中の所得の要件の見直し

ひとり親の「生計を一にする子」の前年の総所得金額等の要件が58万円以下（改正前:48万円以下）に引き上げられました。

5 雑損控除の対象となる資産の所有者の所得要件の見直し

災害により損害を受けた資産の所有者が生計を一にする配偶者その他の親族だった場合について、その配偶者・親族自身の前年中の総所得金額等の要件が58万円以下（改正前:48万円以下）に引き上げられました。

6 勤労学生の前年中の所得の要件の見直し

前年の合計所得金額の要件が85万円以下（改正前:75万円以下）に引き上げられました。

（参考）市民税・県民税や所得税が課税されない（非課税）収入の範囲

改正内容	個人の市民税・県民税（令和8年度分）			所得税（令和7年分）		
給与所得控除の見直し	〈最低保障額〉55万円 ➡ 65万円					
基礎控除の見直し	改正なし（最大43万円）			最大48万円 ➡ 最大95万円		
非課税となる収入の範囲（給与収入のみ・扶養している親族等がいない方（単身者）の場合）	100万円 ➡ 110万円			103万円 ➡ 160万円		
	詳細	改正前	改正後	詳細	改正前	改正後
	非課税となる所得＊	45万円	45万円	基礎控除	48万円 ➡	95万円
	給与所得控除	55万円 ➡	65万円	給与所得控除	55万円 ➡	65万円

＊ 非課税となる所得の範囲について、詳しくは9ページをご覧ください。
税制改正について、詳しくは市ウェブサイト（ページID:1036269）をご覧ください。
また、所得税に関する税制改正について、詳しくは国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/）をご覧ください。

その他の税制改正

新築住宅に係る固定資産税の減額措置の床面積要件の変更

新築住宅に係る固定資産税について、一定の要件に該当する場合、最初の3年度分（3階建以上で耐火・準耐火構造の住宅は5年度分）、税額の1/2を減額します。

税制改正により、令和8年4月1日以降に新築された家屋について、減額を受けられる床面積の要件が、一戸当たり40㎡以上240㎡以下に引き下げられました。

（新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、詳しくは23ページをご覧ください。）

軽自動車税に係る環境性能割の廃止および種別割の名称変更

軽自動車税には、車両を取得した際に課税される「環境性能割」と、毎年4月1日に車両を所有している方に課税される「種別割」がありましたが、このたび、「環境性能割」が廃止されたことに伴い、軽自動車税（種別割）は「軽自動車税」に名称が変更されました。

トピック ふるさと寄附金（納税）について

ふるさとや応援したい自治体に寄附することにより、寄附額のうち一定額が個人の市民税などから控除される制度です。

寄附を通じて自治体を応援することができますが、名古屋市に住所がある方が他の自治体に寄附されますと、名古屋市の税収が減る側面があります。

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した場合は、本来、国税である所得税の減収となるべき額が地域の住民サービスに使われるべき住民税の減収となっています。

名古屋市においては、ワンストップ特例制度による減収が令和7年度は約12億円となっており看過できない状況となっています。

ふるさと寄附金（納税）の控除手続きは、できるだけ様々なメリットがあるマイナポータル連携を利用した確定申告をご活用ください。

<ふるさと寄附金（納税）による名古屋市の減収額>

平成26年度 減収額 0.9億円 → 約222倍 → 令和7年度（見込み） 減収額 199.7億円

<ワンストップ特例制度による影響（イメージ）>

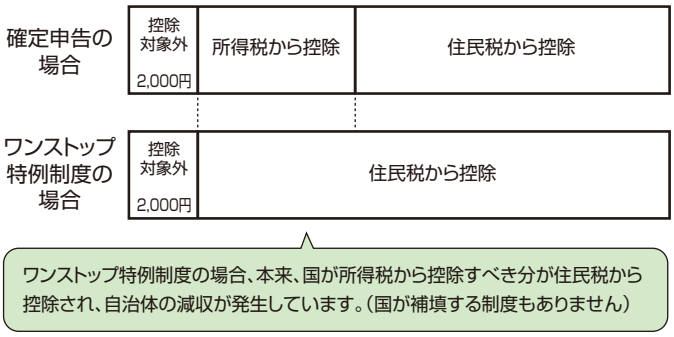

市民税

市では、市民のみなさんの日常の生活に結びついた、さまざまな行政サービスを提供しています。そのために必要な費用を、広く共同して負担していただく税が市民税です。市民税には、**個人の市民税**と**法人の市民税**があります。
◎名古屋市では個人の市民税を減税しています。

個人の市民税

個人の県民税は個人の市民税とあわせて申告および納付を行います。
また、森林環境税（国税）についても、市民税とあわせて課税および納付を行います。

納税義務者（市民税・県民税・森林環境税を納めていただく方）と納めるべき税額

個人の市民税・県民税は、均等割と所得割からなっています。「**均等割**」は所得にかかわらず一定の額を負担していただくもので、「**所得割**」は所得に応じて負担していただくものです。また、区内に住所がある方については、森林環境税が課税されます。それぞれの納税義務者は次のとおりです。

納税義務者	市民税・県民税		森林環境税
	均等割	所得割	
区内に住所がある方	●	●	●
区内に事務所、事業所または家屋敷があり、その区内に住所のない方	●	―	―

※その区内に**住所がある**かどうか、また、事務所などがあるかどうかは、その年の**1月1日**（課税の基準となる日で、**賦課期日**といいます。）の状況で判断されます。
たとえば、令和7年12月に死亡した方は、令和8年度分の市民税・県民税・森林環境税は課税されません。
また、令和8年4月に名古屋市からA市に引っ越しをした方の令和8年度分の市民税・県民税・森林環境税は、A市ではなく、名古屋市で課税されます。

市民税・県民税・森林環境税が課税されない方（非課税）

市民税・県民税の均等割・所得割および森林環境税のいずれも課税されない方

●賦課期日現在、生活保護法によって生活扶助を受けている方
●賦課期日現在、障害者、未成年者（18歳未満）、寡婦またはひとり親で、前年（令和7年）中の合計所得金額（注1）が135万円以下の方
●扶養家族（注2）がなく、前年中の合計所得金額が45万円以下の方
●扶養家族があり、前年中の合計所得金額が次の金額以下の方　{35万円×（扶養家族の数+1）+10万円}+21万円

市民税・県民税の所得割が課税されない方

●扶養家族（注2）がなく、前年中の総所得金額等（注1）が45万円以下の方
●扶養家族があり、前年中の総所得金額等が次の金額以下の方　{35万円×（扶養家族の数+1）+10万円}+32万円

（注1）「合計所得金額」は、10ページの10種類の所得と14ページの土地・建物等の譲渡所得（特別控除前の所得）などの分離課税の所得（分離課税となる退職所得は除きます。）の合計額です。「総所得金額等」は「合計所得金額」から「損失の繰越控除（原則として前年までの所得から差し引けなかった赤字の所得金額や雑損控除の金額）」を差し引いた金額です。
（注2）同一生計配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族および年齢16歳未満の扶養親族をいいます。生計を一にする配偶者やその他の親族（年齢16歳未満の方を含みます。）で前年中の合計所得金額が58万円以下の方が該当します。

税額の計算方法

均等割額　市民税2,800円（市民税の減税後の税率）

　　県民税1,500円（うち500円は「あいち森と緑づくり税」）

所得割額　（前年中の所得金額 － 所得控除額）× 税率（注） － 調整控除額 － 税額控除額等

（注）市民税および県民税のそれぞれの税率（13ページ参照）を使用して計算します。納めていただく所得割額は、市民税と県民税の合計です。

森林環境税　年額1,000円

※市ウェブサイト（ページID:1011891）に市民税・県民税の計算例を掲載していますので、参考としてください。

所得の種類と計算

所得割額の計算の基礎は所得金額です。所得は、次の10種類に区分されます。所得金額は、前年中の収入金額から、その収入を得るための必要経費または法令で定められている一定の控除額を差し引いて計算します（所得金額の計算方法は、原則として所得税と同じです。）。

所得の種類			所得金額の計算方法
1 利子所得	公債・社債、預貯金などの利子		利子所得の金額＝収入金額 （利子所得は、原則として一律分離課税とされ、県民税の利子割5%と所得税および復興特別所得税15.315%が課税されます（特定公社債等の利子等については、県民税の配当割5%と所得税および復興特別所得税15.315%が課税され、申告分離課税を選択することができます。）。）
2 配当所得	株式や出資の配当、一定の投資信託の収益の分配金など		配当所得の金額＝収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
3 不動産所得	地代、家賃、権利金、駐車場の使用料など		不動産所得の金額＝収入金額－必要経費
4 事業所得	農業、製造業、小売業、サービス業などの事業による所得		事業所得の金額＝収入金額－必要経費
5 給与所得	会社員の給与、賃金、賞与など		給与所得の金額＝収入金額－給与所得控除額
6 退職所得	退職金、一時恩給など		計算方法は、16ページをご覧ください。
7 山林所得	山林の伐採などによる所得		山林所得の金額＝収入金額－必要経費－特別控除額
8 譲渡所得	土地、建物、書画、骨とうなどの財産を売った場合に生じる所得		譲渡所得の金額＝収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額 （長期譲渡所得（土地・建物等の長期譲渡所得を除きます。）は1/2の額が課税対象です。）
9 一時所得	クイズなどの賞金、競輪・競馬などの払戻金、生命保険の一時金など		一時所得の金額＝収入金額－必要経費－特別控除額 （1/2の額が課税対象です。）
10雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、企業年金など	公的年金等の雑所得の金額＝公的年金等の収入金額－公的年金等控除額
	業務	原稿料、講演料、シルバー人材センターの報酬など、副収入による所得	業務に係る雑所得の金額＝収入金額－必要経費
	その他	金銭の貸付けによる利子および生命保険の年金（個人年金保険）など、他の所得にあてはまらない所得	その他の雑所得の金額＝収入金額－必要経費

給与所得の金額

給与所得の金額は、給与等の収入金額に応じ、次のように計算した額となります。(小数点以下は切り捨てます。)

給与等の収入金額	給与所得の金額	給与等の収入金額	給与所得の金額
650,999円まで	0円	3,600,000円から 6,599,999円まで	計算基準額※×80%－ 440,000円
651,000円から 1,900,000円まで	収入金額－650,000円	6,600,000円から 8,499,999円まで	収入金額 ×90%－1,100,000円
1,900,001円から 3,599,999円まで	計算基準額※×70%－ 80,000円	8,500,000円から	収入金額 －1,950,000円

※計算基準額の求め方
(1)収入金額÷4,000円＝商…余り
(2)商×4,000円＝計算基準額

(例)収入金額が2,623,000円の場合
(1)2,623,000円÷4,000円＝商655…余り3,000円
(2)商655×4,000円＝2,620,000円→計算基準額

※所得金額調整控除(小数点以下は切り上げます。)

●給与等の収入金額が850万円を超える方のうち、ア～ウのいずれかに該当する方について、次のように計算した額を、給与所得の金額から控除します。
ア　特別障害者に該当する方
イ　年齢23歳未満の扶養親族がある方
ウ　特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がある方

{給与等の収入金額(上限1,000万円)－ 850万円} × 10%

●給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の両方があり、合計額が10万円を超える場合は、次のように計算した額を、給与所得の金額から控除します。

給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) ＋ 公的年金等の雑所得の金額(上限10万円) － 10万円

公的年金等の雑所得の金額

公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の雑所得の金額は、受給した方の年齢や公的年金等の収入金額に応じ、次のように計算した額となります。(小数点以下は切り捨てます。赤字の場合は0円です。)

●65歳未満の方

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得の金額 公的年金等の雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,299,999円まで	A － 600,000円	A － 500,000円	A － 400,000円
1,300,000円から 4,099,999円まで	A×75% － 275,000円	A×75% － 175,000円	A×75% － 75,000円
4,100,000円から 7,699,999円まで	A×85% － 685,000円	A×85% － 585,000円	A×85% － 485,000円
7,700,000円から 9,999,999円まで	A×95% － 1,455,000円	A×95% － 1,355,000円	A×95% － 1,255,000円
10,000,000円から	A － 1,955,000円	A － 1,855,000円	A － 1,755,000円

●65歳以上の方

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得の金額 公的年金等の雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,299,999円まで	A － 1,100,000円	A － 1,000,000円	A － 900,000円
3,300,000円から 4,099,999円まで	A×75% － 275,000円	A×75% － 175,000円	A×75% － 75,000円
4,100,000円から 7,699,999円まで	A×85% － 685,000円	A×85% － 585,000円	A×85% － 485,000円
7,700,000円から 9,999,999円まで	A×95% － 1,455,000円	A×95% － 1,355,000円	A×95% － 1,255,000円
10,000,000円から	A － 1,955,000円	A － 1,855,000円	A － 1,755,000円

所得控除（令和8年度分）

所得金額から控除される所得控除の種類と控除額は次のとおりです。なお、**所得税とは、控除額が異なります。**

種　　類	控　　除　　額
1 雑損控除	①（損害金額－保険金等で補てんされる金額）－（総所得金額等×1/10） ②災害関連支出の金額－5万円 ①または②のいずれか多い方の金額が雑損控除額となります。
2 医療費控除 ※健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等(いわゆるスイッチOTC医薬品)の購入費を支払った場合は、セルフメディケーション税制を選択することができます。	①通常の医療費控除 （支払った医療費 － 保険金等で補てんされる金額）－［（総所得金額等 × 5/100）と10万円のいずれか少ない方の金額］（控除限度額200万円） ②セルフメディケーション税制 （支払った特定一般用医薬品等の購入費 － 保険金等で補てんされる金額）－ 12,000円 （控除限度額88,000円） ①または②のいずれか一方を選択して計算した額が医療費控除額となります。
3 社会保険料控除	支払った金額
4 小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
5 生命保険料控除 ※平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）と平成23年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）では、控除額の計算方法が異なります。	①新契約のみの場合、一般生命保険分、介護医療保険分、個人年金保険分それぞれについて 支払保険料等の金額 ／ 控除額 12,000円まで ／ 支払保険料等の全額 12,001円から 32,000円まで ／ 支払保険料等×1/2＋ 6,000円 32,001円から 56,000円まで ／ 支払保険料等×1/4＋14,000円 56,001円から ／ 28,000円 ②旧契約のみの場合、一般生命保険分、個人年金保険分それぞれについて 支払保険料等の金額 ／ 控除額 15,000円まで ／ 支払保険料等の全額 15,001円から 40,000円まで ／ 支払保険料等×1/2＋ 7,500円 40,001円から 70,000円まで ／ 支払保険料等×1/4＋17,500円 70,001円から ／ 35,000円 ③新契約と旧契約の両方がある場合、一般生命保険分、個人年金保険分それぞれについて、次のア、イのいずれか多い方の金額 ア.新契約について①のとおり、旧契約について②のとおり計算した金額の合計額（限度額28,000円） イ.旧契約のみを②のとおり計算した金額 一般生命保険分、介護医療保険分、個人年金保険分それぞれについて、①～③で計算した金額の合計額が生命保険料控除額となります。（控除限度額 70,000円）
6 地震保険料控除 ※平成18年末までに締結した旧長期損害保険契約（保険期間が10年以上で、満期返戻金があるもの）がある場合を含みます。	①地震保険契約について 支払保険料等の金額 ／ 控除額 50,000円まで ／ 支払保険料等×1/2 50,001円から ／ 25,000円 ②旧長期損害保険契約について 支払保険料等の金額 ／ 控除額 5,000円まで ／ 支払保険料等の全額 5,001円から 15,000円まで ／ 支払保険料等×1/2＋2,500円 15,001円から ／ 10,000円 ①と②の合計額が地震保険料控除額となります。（控除限度額25,000円） ※1つの保険契約が、地震保険契約と旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除額を計算します。
7 障害者控除	障害者である納税義務者、同一生計配偶者および扶養親族1人につき …… 26万円 （障害の程度が重い方（特別障害者）の場合 …… 30万円） （障害の程度が重い方で同居している同一生計配偶者、扶養親族（同居特別障害者）の場合…… 53万円）
8 寡婦控除	納税義務者が寡婦である場合…… 26万円
9 ひとり親控除	納税義務者がひとり親である場合…… 30万円
10 勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合…… 26万円

種　　類	控　　除　　額
11　配偶者控除 ※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には控除の適用を受けることができません。	①納税義務者の合計所得金額が900万円以下で、同一生計配偶者がいる方 …… 33万円 （配偶者が70歳以上の方 …… 38万円） ②納税義務者の合計所得金額が900万円超950万円以下で、同一生計配偶者がいる方 … 22万円 （配偶者が70歳以上の方 …… 26万円） ③納税義務者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下で、同一生計配偶者がいる方… 11万円 （配偶者が70歳以上の方 …… 13万円）

12　配偶者特別控除

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には控除の適用を受けることができません。

①納税義務者の合計所得金額が900万円以下である場合
②納税義務者の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合
③納税義務者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下である場合

配偶者の合計所得金額	①	②	③
58万円超　100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超　105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超　110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超　115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超　120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超　125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超　130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超　133万円以下	3万円	2万円	1万円

13　扶養控除

①一般の控除対象扶養親族（扶養親族のうち16歳以上19歳未満および23歳以上70歳未満の方）1人につき …… 33万円
②特定扶養親族（扶養親族のうち19歳以上23歳未満の方）1人につき …… 45万円
③老人扶養親族（扶養親族のうち70歳以上の方）1人につき …… 38万円
④同居老親等（父母などで同居している老人扶養親族）1人につき …… 45万円
（注）16歳未満の扶養親族については、控除の適用を受けることができません。
30歳以上70歳未満の日本国外に居住している扶養親族については、留学生や障害者、生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている方に限り控除の適用を受けることができます。

14　特定親族特別控除

19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額	控除額
58万円超　95万円以下	45万円
95万円超　100万円以下	41万円
100万円超　105万円以下	31万円
105万円超　110万円以下	21万円
110万円超　115万円以下	11万円
115万円超　120万円以下	6万円
120万円超　123万円以下	3万円

15　基礎控除

①納税義務者の合計所得金額が2,400万円以下の場合…… 43万円
②納税義務者の合計所得金額が2,400万円超 2,450万円以下の場合……29万円
③納税義務者の合計所得金額が2,450万円超 2,500万円以下の場合……15万円

総合課税の税率

課税総所得金額（総所得金額（注）から所得控除額を差し引いた後の金額）に、次の税率を乗じて、所得割額を計算します。

市　民　税	県　民　税
7.7%（市民税の減税後の税率）	2%

（注）「総所得金額」は、利子所得、配当所得（申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当等を除きます。）、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の合計額（所得に赤字の金額がある場合は、原則として他の所得と通算した後の金額）で、「損失の繰越控除」後の金額です。

土地・建物等の譲渡所得等の分離課税の税率

土地・建物等の譲渡による所得などについては、それぞれの所得ごとに次の税率により所得割額を計算します。

分離課税の区分			市民税	県民税
課税短期譲渡所得金額	国等に対する譲渡		A×4%	A×1%
	その他の譲渡		A×7.2%	A×1.8%
課税長期譲渡所得金額	優良住宅地の造成等の譲渡	2,000万円以下	B×3.2%	B×0.8%
		2,000万円超	64万円＋(B−2,000万円)×4%	16万円＋(B−2,000万円)×1%
	居住用財産の譲渡	6,000万円以下	B×3.2%	B×0.8%
		6,000万円超	192万円＋(B−6,000万円)×4%	48万円＋(B−6,000万円)×1%
	その他の譲渡		B×4%	B×1%
一般株式等の課税譲渡所得等の金額			C×4%	C×1%
上場株式等の課税譲渡所得等の金額			D×4%	D×1%
上場株式等の課税配当所得等の金額			E×4%	E×1%
先物取引の課税雑所得等の金額			F×4%	F×1%

A：課税短期譲渡所得金額　B：課税長期譲渡所得金額　C：一般株式等の課税譲渡所得等の金額　D：上場株式等の課税譲渡所得等の金額
E：分離課税の上場株式等の課税配当所得等の金額　F：先物取引の課税雑所得等の金額
★短期譲渡…所有期間が5年以下の土地・建物等の譲渡をいいます。　★長期譲渡…所有期間が5年を超える土地・建物等の譲渡をいいます。
※分離課税に係る所得割は、市民税の減税の対象ではありません。

調整控除

次のように計算した額を所得割額から控除します。ただし、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用を受けることはできません。

合計課税所得金額200万円以下		合計課税所得金額200万円超	
市民税	県民税	市民税	県民税
① 人的控除ごとに定められた金額の合計額 ② 合計課税所得金額		① 人的控除ごとに定められた金額の合計額 ② 合計課税所得金額−200万円	
①と②のいずれか小さい金額×4%	①と②のいずれか小さい金額×1%	(①−②)(5万円を下回るときは5万円)×4%	(①−②)(5万円を下回るときは5万円)×1%

※人的控除とは、12、13ページの所得控除の表中、「7 障害者控除」から「15 基礎控除」までをいいます。
※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です。

《人的控除ごとに定められた金額》

人的控除			金額
障害者	その他		1万円
	特別	同居特別障害者以外	10万円
		同居特別障害者	22万円
寡婦・ひとり親（父）			1万円
ひとり親（母）			5万円
勤労学生			1万円

人的控除			金額
配偶者※	納税義務者の所得	900万円以下	5万円(10万円)
		900万円超 950万円以下	4万円(6万円)
		950万円超 1,000万円以下	2万円(3万円)
扶養	一般		5万円
	特定(19歳〜22歳)		18万円
	老人(70歳以上)	同居老親等	13万円
		同居老親等以外	10万円
基礎			5万円

※配偶者が70歳以上の場合は()内の金額

配当控除

法人税との二重課税を防止するため、総所得金額の中に内国法人から受ける配当所得（申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得を除きます。）がある場合に、次の配当等の種類・割合により計算した額を所得割額から控除します。

課税所得金額等 ＼ 種類	1,000万円以下の部分に含まれる配当所得		1,000万円超の部分に含まれる配当所得	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
外貨建等以外の証券投資信託	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成21年～令和7年に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方のうち、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方について、次のように計算した額または控除限度額のいずれか小さい金額を所得割額から控除します。

- **市民税住宅ローン控除額＝（所得税の住宅ローン控除額－住宅ローン控除前の所得税額）×4/5**
- **県民税住宅ローン控除額＝（所得税の住宅ローン控除額－住宅ローン控除前の所得税額）×1/5**

住宅ローン控除限度額は次の表のとおりです。

	平成21年～平成26年3月に入居した方	平成26年4月～令和3年12月に入居した方(注1)	令和4年1月～令和7年12月に入居した方(注2)(注3)
市民税	A×4%（最高78,000円）	A×5.6%（最高109,200円）	A×4%（最高78,000円）
県民税	A×1%（最高19,500円）	A×1.4%（最高27,300円）	A×1%（最高19,500円）

A：所得税の課税総所得金額等（課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額）
＋｛所得税の基礎控除額-48万円（0円未満の場合は0円）｝

(注1)住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%である場合の額です。それ以外の場合は平成21年～平成26年3月に入居した方と同じ額となります。
(注2)令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成26年4月から令和3年12月までに入居した場合と同じ額となります。
(注3)令和6年以降に建築確認を受ける住宅（登記上の建築日が同年6月30日以前のものを除きます。）等については、一定の省エネ基準に適合している場合に限ります。

市民税・県民税の住宅ローン控除は、給与支払報告書（個人別明細書）や確定申告書に住宅ローン控除に関する事項が記載されることにより適用を受けることができます。

寄附金税額控除

前年中に市民税・県民税の控除対象となる寄附金を支払った場合に、次の（1）～（3）のように計算した額の合計額を所得割額から控除します。

（1）基本控除額（控除対象となる寄附金(注1)を支払った場合）

市　民　税	県　民　税
（寄附金－2,000円）×8%	（寄附金－2,000円）×2%

（2）特例控除額（地方公共団体へ寄附金を支払った場合）（注2）（注3）

市　民　税	県　民　税
（地方公共団体への寄附金－2,000円）×（90%－A×1.021）×4/5	（地方公共団体への寄附金－2,000円）×（90%－A×1.021）×1/5

（3）申告特例控除額（ふるさと納税ワンストップ特例(注4)が適用される場合）（注3）

市　民　税	県　民　税
市民税の特例控除額×A×1.021÷（90%－A×1.021）	県民税の特例控除額×A×1.021÷（90%－A×1.021）

A：所得税の税率に相当する割合（注5）

（注1）総所得金額等の30%が限度です。
（注2）調整控除額を控除した後の所得割額（税額控除前）の20%が限度です。
（注3）総務大臣から指定を受けていない地方公共団体へ寄附を行った場合は、控除の適用を受けることができません。
（注4）所得税の確定申告が不要な給与所得者などが、ふるさと寄附金（納税）を支払った際に「申告特例申請書」を寄附先の地方公共団体へ提出することで、所得税の確定申告書を提出しなくても市民税・県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができる制度です。
（注5）人的控除ごとに定められた金額の合計額および所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた金額（0円未満の場合は0円）を控除した後の課税総所得金額に応じた所得税の限界税率（0～45%）などです。

※市ウェブサイト（ページID:1011913）において、市民税・県民税額の試算とあわせて、自己負担額2,000円を除いた全額が控除されるふるさと寄附金（納税）額の目安を試算することができます。詳しくは、17ページをご覧ください。

外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税などを課税された場合に一定の計算式で計算した額を所得割額から控除します。

市ウェブサイトでのID検索方法は2ページ参照

配当割額控除または株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の配当等で支払時において住民税が徴収された配当等（以下「特定配当等」といいます。）の所得または源泉徴収口座における株式等（以下「特定株式等」といいます。）の譲渡所得等がある方が、これらの所得を含めて申告した場合に、次のように計算した額を所得割額から控除します。控除することができなかった額がある場合は、その額を還付または充当もしくは委託納付します。

- **市民税配当割額控除額＝配当割額（特定配当等の所得×5%）×3/5**
- **県民税配当割額控除額＝配当割額（特定配当等の所得×5%）×2/5**
- **市民税株式等譲渡所得割額控除額＝株式等譲渡所得割額（特定株式等の譲渡所得等×5%）×3/5**
- **県民税株式等譲渡所得割額控除額＝株式等譲渡所得割額（特定株式等の譲渡所得等×5%）×2/5**

納付の方法

市民税・県民税・森林環境税を納付していただくには、以下の方法があります。

<table>
<tr><th colspan="3">普　通　徴　収</th><th>給与からの特別徴収</th><th>公的年金からの特別徴収</th></tr>
<tr><td colspan="3">事業所得者や退職者などについては、通常、次の納期ごとに市税事務所から送付される納税通知書または納付書によって納付していただきます。</td><td rowspan="2">給与所得者については、給与支払者（勤務先）が、6月から翌年5月までの毎月の給与から税額を差し引いて納入する方法によって納付していただきます。</td><td rowspan="2">65歳以上（4月1日現在）の公的年金受給者については、年金支給者が4月から翌年2月までの公的年金から税額を差し引いて納入する方法によって納付していただきます。</td></tr>
<tr><td></td><td>納　期</td><td>納期限（※）</td></tr>
<tr><td>第 1 期</td><td>6月</td><td>6月30日</td><td rowspan="4">納期限（※）
徴収した月の翌月10日（毎月）</td><td rowspan="4">徴収の時期
年6回の公的年金の支給のつど</td></tr>
<tr><td>第 2 期</td><td>8月</td><td>8月31日</td></tr>
<tr><td>第 3 期</td><td>10月</td><td>10月31日</td></tr>
<tr><td>第 4 期</td><td>翌年1月</td><td>1月31日</td></tr>
</table>

※納期限が土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日

年の中途で退職した場合の納付方法

給与所得者で市民税・県民税・森林環境税を毎月の給与から差し引いて納付（特別徴収）していた方が、退職により給与の支払を受けなくなった場合、給与から差し引くことができなくなった税額（未徴収税額）は、次の場合を除き、**市税事務所から送付される納税通知書または納付書によって納付**（普通徴収）していただきます。

（1）その方が新しい会社に就職し、引き続き給与から差し引くこと（特別徴収）を申し出た場合
（2）6月1日から12月31日までに退職した方で、給与または退職手当等（以下「給与等」といいます。）から未徴収税額を一括して差し引くことを申し出た場合
（3）翌年の1月1日から4月30日までに退職した方で、未徴収税額を超える給与等がある場合**（申出の有無にかかわらず、給与等から未徴収税額を一括して差し引きます。）**

退職所得の分離課税

所得税を源泉徴収される退職手当などについての市民税・県民税は、所得税と同じように他の所得と区分して、退職手当などの支払者が、その支払の際に税額を差し引いて納入する方法によって納付していただきます。

退職所得に対する所得割額の計算方法

<table>
<tr><td colspan="2">勤続年数5年以下の役員等(注1)の方</td><td>A×税率(注2)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">役員等以外で勤続年数5年以下の方</td><td>Aが300万円以下の場合</td><td>A×1/2×税率(注2)</td></tr>
<tr><td>Aが300万円を超える場合</td><td>{150万円＋(A－300万円)}×税率(注2)</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の方</td><td>A×1/2×税率(注2)</td></tr>
</table>

A：退職手当等の金額から退職所得控除額(注3)を控除した後の金額
(注1)役員等とは、法人税法上の法人役員、国会・地方議員および国家・地方公務員の方をいいます。
(注2)市民税6%、県民税4%(退職所得の分離課税に係る市民税は、減税の対象ではありません。)
(注3)退職所得控除額(障害者になったことにより退職した場合は、100万円が加算されます。)

勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)
勤続年数が20年を超える場合	70万円×(勤続年数－20年)＋800万円

申告書の提出について

前年中に所得があった方は、所得金額などを記載した市民税・県民税の申告書を、毎年**3月15日**までに、その年の1月1日（賦課期日）にお住まいの区を担当する市税事務所あて提出してください。

ただし、次の方は、申告書を提出する必要はありません。

（1） 所得税の確定申告書を提出した方

※区内に事務所、事業所または家屋敷があり、その区内に住所がない方は、確定申告書を提出した場合でも、市民税・県民税の申告書（事務所・事業所または家屋敷分）を提出してください。

（2） 給与所得のみの方で、勤務先において年末調整を受けた方

※給与所得の源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除など）を受けようとする場合は、市民税・県民税の申告書を提出してください。

（3） 公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金、恩給など）の所得のみの方

※公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除、社会保険料控除（本人が納付書や口座振替等で支払ったもの）、生命保険料控除、特定親族特別控除など）を受けようとする場合は、市民税・県民税の申告書を提出してください。なお、公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、所得税の確定申告書を提出する必要がない方についても、同様に控除を受けようとする場合は、市民税・県民税の申告書を提出する必要があります。

（4） 上場株式等の配当等で支払時において住民税が徴収された配当等の所得または源泉徴収口座における株式等の譲渡所得等のみの方、（2）または（3）に該当する方でこれらの所得がある方

＊市ウェブサイト（ページID:1011913）で、簡単に市民税・県民税の申告書が作成できます。また、市民税・県民税額の試算とあわせて、自己負担額2,000円を除いた全額が控除されるふるさと寄附金（納税）額の目安を試算することができます。

（対応しているブラウザは Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safariです。なお、いずれのブラウザにおいても、JavaScriptが無効になっている場合など、セキュリティレベルが高いと正常に動作しないことがあります。）

＊名古屋市くらしの手続きガイド（右の二次元コードからアクセスできます。）で、質問に回答することで申告書を提出する必要があるかどうか判定することができます。

市民税・県民税と所得税とのちがい

	所得税	市民税・県民税
課税の対象となる所得	ある年の所得に対して その年に課税されます。	翌年度に課税されます。
均等割の有無	ありません。	あります。
申告範囲	次の場合など、申告をしないことができる場合があります。 ・給与所得者で給与以外の所得が20万円以下である場合 ・公的年金受給者で公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る所得以外の所得金額が20万円以下である場合	所得税のような申告の省略範囲はありません。（原則として、すべての所得を申告する必要があります。）
控除額	各種の控除額が異なります。	
総合課税の税率	課税される所得金額に応じて、 5%～45%（累進税率） （復興特別所得税として所得税額に2.1%を乗じた税額が加算されます。）	課税される所得金額にかかわらず、 市民税:7.7%　県民税:2%
納付方法（給与所得者の場合）	1月から12月までの毎月の給与および賞与から差し引いて納付（源泉徴収）することとなります。 ・年末調整で年税額を精算します。	6月から翌年5月までの毎月の給与から税額を差し引いて納付（特別徴収）することとなります。 ・賞与からは徴収しません。 ・年末調整はありません。

市ウェブサイトでのID検索方法は2ページ参照

Q&A こんな場合、市民税はどうなるの？

退職後の個人の市民税・県民税・森林環境税は…？

Q1 私は、令和7年10月に会社を退職し、その後無職です。退職時に支払われた給与から残りの税額を一括して納めたため、すべて納税済みと思っていたところ、令和8年6月に市税事務所から市民税・県民税・森林環境税の納税通知書が送られてきました。これはまちがいではないでしょうか。

A 会社勤めの方の市民税・県民税は、森林環境税とあわせて、通常、1月から12月までの所得から算出した年税額を、翌年の6月から翌々年の5月まで、毎月の給与等の支払の際に差し引いて納付する特別徴収の方法をとっています。

あなたの場合、令和6年中の所得から算出した税額が、令和7年の6月から毎月徴収されていましたが、退職により会社の給与等から差し引くことができなくなったため、残額を退職時の給与等から一括して納付していただきました。

しかし、令和7年1月から10月までは勤務していた会社から給与等の支払がありましたので、その所得から令和8年度の市民税・県民税を算出し、森林環境税とあわせて令和8年6月に納税通知書をお送りしました。

なお、退職後、雇用保険の基本手当などを受給している場合は、市民税・県民税が減額される場合がありますので、市税事務所にお問い合わせください。

年金を受給している方の扶養控除は…？

Q2 私は、会社員で、妻と子どものほか私の父親（68歳）の4人家族です。父親は令和7年中の年金の収入金額が160万円あり、年金以外に所得はありません。

この場合、父親を私の扶養親族として扶養控除の適用を受けられるでしょうか。

A 公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金、恩給など）の所得は、雑所得として扱われており、これらの公的年金等を受給している方が扶養控除の対象となるかどうかの判定は、公的年金等控除額を控除した後の雑所得の金額と他の所得金額を合計した合計所得金額が58万円以下かどうかにより行います。

あなたのお父さんの場合には、雑所得の金額は、公的年金等の収入金額の160万円から公的年金等控除額（110万円（11ページ参照））を差し引いた50万円となります。したがって、他に所得がなければ、合計所得金額は50万円となりますので、扶養控除の適用を受けることができます。

パートタイムで働いている妻の配偶者控除は…？

Q3 私の妻は、令和7年1月から近所の商店にパートタイムで勤めにでています。令和7年1月から12月までの給与収入の合計は120万円でした。この場合、配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けられるでしょうか。

A 配偶者控除の対象となる方は、前年中の給与所得、営業所得、不動産所得などの合計所得金額が58万円以下の配偶者の方で、配偶者特別控除の対象となる方は、合計所得金額が58万円を超え133万円以下の配偶者の方です（ただし、あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、いずれの控除も適用を受けることができません。）。給与収入のみの方については、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた給与所得金額によって判定します。

そこで、あなたの配偶者の令和7年中の給与所得金額を求めてみますと、パートタイムで得た収入120万円から給与所得控除額（65万円（11ページ参照））を差し引いた55万円となりますので、配偶者控除の適用を受けることができます。しかし、配偶者特別控除については、適用を受けることができません。

年の途中で引っ越しをしたときの個人の市民税・県民税・森林環境税は…？

Q4 私は、令和8年2月に名古屋市中区からA市に引っ越しをしました。令和8年6月に名古屋市栄市税事務所から令和8年度の市民税・県民税・森林環境税の納税通知書が送られてきましたが、A市に納めるのではないでしょうか。

A 個人の市民税・県民税・森林環境税は、1月1日にお住まいの市町村で課税することとなっています。あなたの場合、令和8年1月1日の住所は名古屋市中区ですから、その後に引っ越しをした場合であっても、令和8年度分の市民税・県民税・森林環境税は、A市ではなく、名古屋市に納付していただくこととなります。